

令和7年6月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和7年6月26日（木） 開会 午前10時
閉会 午後 1時35分

場所 第9委員会室

出席委員 柿沼貴志委員長
戸野部直乃副委員長
栄寛美委員、松本義明委員、宇田川幸夫委員、細田善則委員、齊藤邦明委員、高橋政雄委員、木村勇夫委員、中川浩委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
吉澤隆県土整備部長、加来卓三県土整備部副部長、飯塚雅彦県土整備部副部長、伊藤太一参事兼河川砂防課長、小山省吾県土整備政策課長、坂田竜也県土整備政策課政策幹、奥広文建設管理課長、松井千依用地課長、永井儀男道路街路課長、吉岡一成道路環境課長、田島清志河川環境課長

小山直紀収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]
伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市政策・公園局長、中村克まちづくり局長、齊藤浩信都市整備政策課長、石川修都市計画課長、荒井正之市街地整備課長、武田敦弘産業基盤対策幹、遠井文大公園スタジアム課長、小松克枝建築安全課長、金澤圭竹住宅課長、榎本恒彦営繕課長、田島和彦設備課長

吉田薫下水道局長、西村憲一下水道局副参事
豊野和美下水道管理課長、水橋正典下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第86号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち下水道局関係	原案可決
第87号	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第93号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第94号	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願 なし

所管事務調査

河川整備計画の変更について

報告事項

1 都市整備部及び下水道局関係

- (1) 指定管理者等に関わる令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について
- (2) 令和7年度における指定管理者の選定について
- (3) 包括的民間委託に関わる令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画の概要について

2 県土整備部関係

埼玉県道の道づくりについて

【付託議案に対する質疑（下水道局関係）】

栄委員

- 1 第86号議案及び第87号議案下水道関係の補正予算に関連して、さきの2月の定例会では合計90億円の補正を行ったところかと思う。今回更に金額が増加するということで、事情についてもう少し詳しくお示しいただきたい。
- 2 報道では、今後更に積み上がっていった結果300億円程度になるのではないかという情報もあった。そこで、今後予算面でどの程度になるのか、現時点で考えられる概算で結構であるのでお示しいただきたい。
- 3 道路陥没への対応で、現在における課題もお示しいただきたい。
- 4 今回の補正予算の財源は全額、企業債を充てるということを伺ったが、今後、現在は企業債を起こして工面をしているわけだが、財政負担が流域市町に及ぶということは、流域市町にとって財政的に大きな負担になって厳しい状況だと考えている。負担の在り方についてはどのように現時点でお考えになっているのか。
- 5 議案第93号議案、埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例について伺う。下水道局の職員の現在の負担を考えると、増員というのは必要だと感じている。そこで、下水道局職員の増員について、この増員分というのは他部署からの配置転換で補っていくのか、また採用なども考えているのか伺う。
- 6 応援体制を作るためにどのような考えで増員をされていくのか、この中身を少し詳しくお示しいただきたい。また、この12名増員という算出根拠についても併せてお示しいただきたい。

下水道管理課長

- 1 八潮の復旧に当たり、復旧工法検討委員会の御意見も踏まえ検討を進めてきたところであるが、当初予定をしていなかった地盤改良や現場の臭気、騒音などを軽減するための工事を実施する必要があることから、現在の予算額では不足が見込まれることとなった。また、今回の補正予算においては、補償の工事に伴う補償対応の予算も計上している。さらに、既定予算で対応した着手済みの工事についても、現場の安全確保のため、想定よりも大規模な地盤改良を実施したこと、上流部から陥没箇所に向かって掘削を行いキャビンへアクセスするなど、工事内容が当初の想定よりも大掛かりなものとなったことから、不足額が生じたものである。
- 2 仮排水管等の仮設物の撤去費用など、現時点では精査できない費用も加えると300億円規模になると見込んでいる。
- 4 今回の工事については、一般的には工事の費用は流域下水道事業の維持管理負担金、ひいては住民が支払う下水道使用料に転嫁されることになるが、そもそも大規模な流域下水道として日本初の本格的な更新となった今回のような工事負担については、前例もなく、また原因や責任についてもいまだに解明されていない状況であり、負担などについての確立されたルールもないのが現在の状況である。我が国が経験したことのない大規模な流域下水道の更新方法、また更新についてどの程度の経費が必要なのかまだ不透明であることから、更新方法の確立と同時に、このような費用を受益者負担としてよいのか国民的な議論が必要と考えている。引き続き、国にも働き掛けるなどして、可能な限り住民負担を軽減できるよう適切に対応をしてまいりたいと考えている。
- 5 増員分については、採用ではなくてほかからの配置転換をお願いをしている。

- 6 道路陥没事故の発生を受け、2月以降補償業務は応援職員により対応してきた。そこからこれまでの業務量や対応状況などを勘案をし積算をしたところ、定数として12名増員とさせていただいた。

下水道事業課長

- 3 昨年度の補正予算と今年度の既定予算、それから今回御審査いただいている補正予算、これらを合わせて精査できている金額が約187億円であるが、まだ現場の状況を完全に把握できてないところもあり、精査できてない予算措置がこれからどれぐらいかかるか見通しがまだ精査できない部分があり、そのような部分を今後もしっかりと精査をした上で、事業をしっかりと進められるようにしていかなければならないという点を課題として考えている。

木村委員

93号について、私も現状を見ると職員の増員はやむを得ないと思っているが、4月に10名職員を増やし、今回また12名増やすということになった経緯と理由について伺いたい。

下水道管理課長

道路陥没事故の発生を受け4月から10名を増員し、下水道管の復旧工事、また再発防止対策を推進するための体制の強化を図ってきた。5月には転落したトラックの運転席部分に取り残されていた男性の救出活動が完了し、近隣住民や周辺事業者への補償対応を更に進めるために、改めて職員の増員が必要となった。

中川委員

- 1 下水道の補償について、まず、実際に工事で御協力をいただいている土地をお借りしたところの補償がいつからできており、交通規制で御協力をいただいているところに関してはまだ補償の申請も始められていないと思うが、交通規制のところの申請がいつぐらいから始められそうなのかお尋ねする。
- 2 仮に、万一このようなことが次回あった場合も含め、八潮市の当該地域の方々に、これは災害リスク上必ず思うことであるが、国の規定で一時的にお金をお支払することはできないと伺っているが、そういう状況であれば、できるだけ早く窓口対応をしている職員の方が当該地域で御協力をいただいている事業者の方に、このようなことが国の問題であるので、現在国に要望をしているところであるというように現在言える状態になっていないと思うので、言える状況にしていかなければならないと思うのであるがお考えはいかがか。

下水道局副参事

- 1 土地をお借りして工事を進めさせていただいている事業者に対する補償はいつから行われているのかということであるが、各事業者と2月から話し合いをさせていただいている。話し合いを進める中で、補償額を提示したり、合意して契約に至れば支払を進めているところである。既に一部の事業者とは契約を結び、支払は4月から進めている。交通規制に伴い売上げなどが減少しているような影響を生じている事業者については、まだ申込みなどができていないという御指摘があった。現在6月に個別相談会を開催し、各事業者からいろいろなお困りごとを把握させていただいた。これらをまとめ、補償の申

込みについてはいつまでとはここで明言はできないが、遅くとも秋頃には始めさせていただきたい。

- 2 現在の補償の関係では、国の基準に基いて、国の公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に基づいて行っている。この要綱は全国統一で、この基準に基づいて補償事務を行っている。この要綱の中では一時金のようなものは排除されており、適正な補償事務を進めるためにそのような形になっている。委員がおっしゃっていたのは、それでは遅いのではないかとということだと思うが、今回の事故は全国的にもこのような大きな事故は初めてであり、いろいろ補償にまで時間を要してしまった。今後もし同じような事故が起こった場合ということだが、今回の経験を生かし、今回支払までに2月に交渉を始めて4月に支払と2か月を要してしまったため、1か月ぐらいで支払ができるようなことを今後は残していきたいと思っている。補償事務は、まだ現在進行形であり、まだできていないところがあるため、未来のことについては、なかなかここで明言はできないが、そういった心積もりでやっていきたい。

中川委員

御答弁いただいた管理職以外の方にも御理解いただきたいのだが、当初県庁は、融資を受ければまずは良いのではないかとこの感覚があったのだと思うが、当該地域の営業ができてないところに対して、事業者は毎月売上げを上げなければお店なり事業所が潰れてしまうので、必ずしも融資を受けることができない事業者もいるという事を念頭に先ほどお尋ねをした。一時的にお金をお支払することは、こういう国の規定があつてできないということを既にマニュアルとしておっしゃっているのか、そして再確認であるが、国への要望をどうされるのか、再度お尋ねする。

下水道局副参事

一時金のようなものについては、現在の補償制度の中では非常に難しいと考えている。今後、このような一時金のような補償ができるようにするために国に要望していくのかどうかについては、いろいろ関係部局と調整し検討していきたい。

諸井委員

- 1 資料1で中川委員から補償の話があつたが、説明を聞いていても補償の対象などその基準が国の基準に準ずるという話があつたが、少し不明瞭なところがあるので、もう少し具体的に説明をいただきたい。
- 2 今回の補正も企業債ということで、全額企業債で依存するという形にはなるわけだが、今後どのようになっていくのか分からないが、今後も全部企業債に依存していくのか、それで財政負担の考え方としては良いのかというところの現時点での考え方についてお聞かせいただきたい。
- 3 資料2で12名増員というところだが、下水道の破損というのはイレギュラーなことだと思うが、条例を変えるということになるとある程度、恒常的に人が必要な定数増となるが、これは一過性のものなのか、それとも恒常的にずっと定数を増やすという考え方であるのか、期間があるのか、そして具体的にはどのような10何名分の業務があるのかということについて説明をいただきたい。

下水道局副参事

- 1 一つは土地使用の影響で営業ができなかったり、支障を来している状態にある事業者

に対して、収用損失の補償基準に基づき借地補償に合わせて営業補償を進めている。それから交通規制の区域内の事業者に対しては、工事に伴って緊急的に今回交通規制を行ったので、それにより沿道の往来がなくなって休業となった店舗や営業に支障が生じて売上げが落ちているような事業者には、事業損失という考えで補償を進めさせていた。その他、工事に伴い家屋等に損傷が多く生じている住民の方、又は事業者に対して、こちらも事業損失の考えでその補修にかかる費用補償を検討している。

下水道管理課長

- 2 6年度の2月補正のときには急施の補正を2回お願いした。1回目は40億円で、この40億円の財源は全額企業債であった。2回目の急施の補正予算のときに50億円お願いしたのだが、このときに国庫補助金が45億円付き、1回目と2回目の急施の補正予算合計90億円のうち、結果として45億円が国庫補助金、残り45億円が企業債となった。今回の補正予算についても、このような経費を全て受益者負担としてよいのか議論する必要があると考えているため、この点についても国に働き掛けるなどしてできるだけ住民負担の軽減に取り組んでまいりたい。
- 3 今回定数を12名増員をさせていただいたが、下水道局でも事業の進捗状況に応じ組織体制もそれに応じた形、例えば業務のスクラップアンドビルドに応じて組織体制も見直し、執行体制の効率化を不断に見直しながらかちんとした執行体制を整えることを基本としているので、状況が変われば組織体制もそれに応じた形に整えていくことになる。それから12名の業務の内容であるが、今回増員する12名については、補償内容の検討、事業損失補償の審査決定、周辺事業者との交渉や調整、近隣住民との折衝、相談受付といった道路陥没事故に係る補償対応業務である。

【付託議案に対する討論（下水道局関係）】**中川委員**

下水道局の議案に反対するものではないのだが、残念ながら第86号議案の補正予算で、ほかの所管委員会の部分で反対があるため、議会規則上、ここでそれを申し上げなければならないということと、あと委員会ごとの採決であるのに賛成できないというのは辛いということを若干申上げて討論とする。

【所管事務に関する質問（河川整備計画の変更について）】**細田委員**

近々で河川計画の変更を伴って計画が立った事業を二つまとめて資料としていただいた。これらの事業は令和元年であったり、令和5年の大雨の災害を受け、国とも交渉し、計画の変更を伴って、更なる改善が必要ということで進んでいる事業かと思う。住民としては緊急性が高いというか、必要性があるということなので、これらの事業に関しては、計画の最短距離というか、クリティカルパスというか、遅滞するような要因を予防的に極力防いで最短で完成するのが望ましいと考えている。それに伴い何点か伺う。これらの事業計画の進捗に向けた課題と対応策について伺う。

参事兼河川砂防課長

資料の左側笹目川である。こちらは令和元年東日本台風による大規模な浸水被害を受けたことから、笹目川排水機場のポンプの増強、そして仮称戸田公園樋門の設置を進めている。事業執行上の課題であるが、特に笹目川排水機場のポンプの増強については、多額の予算が必要になることから、継続的な事業予算の確保が課題となっている。

また、資料の右側新方川であるが、こちらは令和5年6月の大雨で被害を受けたことから、新規調節池等の整備と中川との合流点の対策を進めることとしている。新規調節池などの大規模河川施設の建設にはこちらも多額の予算の確保が必要であり、これに加え事業用地の確保も必要になる。事業を着実に推進するために県全体の事業の平準化を図るとともに、国の補助制度を利用して、また地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら事業の早期完了に努めていく。

細田委員

- 1 予算の確保が重要であるということであるが、新方川と笹目川は、用地の買収では外的な要因が含まれるが、笹目川の方はそれが無いということで少し性質が違う。予算確保について国のという話もあったが、具体的な対応方針、予算が確実に確保できるような取組について詳細を伺う。
- 2 工事では出水があり、出水期にももちろん対応した工程で計画されるのだと思うが、出水期もレベルがいろいろとあり、令和元年クラスとか想定を超えるような本当に危機的な出水があった場合にも、工事の進捗に影響が出ないような工夫がされているのかどうか伺う。

参事兼河川砂防課長

- 1 特に、笹目川排水機場のポンプの増強ということであるが、多額の事業費が見込まれるということで計画的に、また、集中的な対策を実施する。また、早期に治水安全度

の向上を図ることを目的とし、大規模特定河川事業という事業の国庫補助採択を令和7年度に受けている。引き続き、事業の早期完了に向けて、流域の皆様が安全安心に暮らせるよう事業費の確保を図りながら、浸水被害の軽減に努めていく。

- 2 出水期であるが、基本的に河道内の工事は実施しないことを原則としている。よって、出水が発生したとしても工事を中止するというにはならないので、工事の進捗には影響がないと考えている。また、工事に当たっては工事中の大雨に備え、国土交通省の基準で、工事の現場内に出水の水が入らないようにする仮締切の一定の設置基準があるため、これに基づきしっかりと治水対策を行って工事を進めているところである。適正な工程管理を行い、事業の早期完了に向けて進めていく。

細田委員

基本的に長く工事に時間をかける必要性は低いと思うので、最短で造っていただきたいという思いも込め、これらの事業の完了について部長から現状の認識を伺いたい。

県土整備部長

資料の左側が笹目川である。笹目川は先ほど担当課長が説明したとおり、戸田漕艇場の接続する仮称戸田公園の樋門と笹目川排水機場のポンプの増強と、この二つが大規模河川施設である。仮称戸田公園樋門については、既に工事に着手し施工が行われている。ただし、出水期については河積阻害にならないよう考えつつ継続工事を行っている。笹目川排水機場については、現在は位置とポンプをどのようにはりつけるかが分かったので、今年は詳細設計を行っている。今後、この笹目川については増設工事に入って、事業期間を令和13年にしているので、この二ついずれも13年までには完成を目指して取り組んでいる。

右側が中川・綾瀬川流域の新方川である。新方川については、資料の真ん中ほどに位置図があり、水色に塗られているのが令和5年6月のときの浸水エリアであるが、真ん中に新しい調整池を作ろうと思っている。現在は、今年から用地買収に入っていこうということであり、先ほどの行政課題報告にもあったが、これからの用地取得に入るため、用地の取得が完成時期に左右されるということであり、笹目川で言ったように明確な完成時期等については用地の進捗状況に依るということで、何年までというのはこの場では申し上げられない。ただし、新方川も笹目川も、過去の大規模浸水被害を受けこれを契機に事業化された事業であるため、先ほど言った予算確保等も重点的なものを補助で貰いながら、スピード感を持って整備を進めていく。